

業務指示書

フィリピン国バンサモロ地域配電網機材整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月26日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月31日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力事業に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/電力政策/運営計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力事業
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画/調達計画1/積算1】

- 1) 類似業務の経験：電力設備
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
第2. 6. (6) サイト状況調査、第3. 6. (4) 2) 安全対策経費②
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.725 円, US\$1 = 124.21 円, EUR1 = 136.05 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時テレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/電力政策/運営計画
機材計画/調達計画1/積算1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.41 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月18日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
フィリピン国バンサモロ地域配電網機材整備計画準備調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 10.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 3.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | 5.00 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (40.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/電力政策/運営計画 | (40.00) | (16.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 16.00 | 7.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 6.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 8.00 | 3.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 6.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (16.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 7.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 2.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 3.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (8.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 8.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画/調達計画1/積算1 | (20.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 4.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ミンダナオ島の南西部は、40年以上に及ぶ紛争の影響もあり、フィリピン国内でも貧困率が最も高く（全国平均 22.3%。今後の住民投票によりバンサモロ地域になると見込まれる地域（現在はムスリム・ミンダナオ自治地域と呼ばれる）は 46.9%（2012 国家統計）、社会サービス、インフラ施設の老朽化及び不足等の課題を抱えている。同地域の家庭電化率は全国平均の 74%に比して 34%と低く、人々の生活水準向上、社会サービスの向上及び産業の発展の阻害要因となっている。

地方における配電は国家電力庁（National Electrification Administration：以下「NEA」とする）の監督・支援の下、各地域の電気事業者である電力組合（Electric Cooperative：以下「EC」とする）が配電網を管理しており、ミンダナオ紛争影響地域（以下「バンサモロ地域」という。）においても、7つの EC が各地域の管理を行っている。現在の配電設備は 70 年代から 80 年代に建設されたものが多く、内戦の影響により維持管理が適切に行われず電柱の腐食等設備の老朽化が進んでおり、系統事故等による停電のリスクが確認されている他、配電ロス（例：域内最大のマギンダナオ州を管轄する EC の配電ロス率は 42.88%）が問題となっている。域内の EC の多くは配電網の整備や点検に必要な機材を調達する予算が不足しており、中古機材等を保有している場合も機材の老朽化による維持管理費増大の問題を抱えている。今後 2017 年～2030 年の間、バンサモロ地域では年間 6-12%の電力需要伸長が予測されており、供給面でも 2015 年から 2016 年にかけてミンダナオ系統につながる複数の石炭火力発電所が完成する予定であることから、配電網の整備が課題となっている。

2014 年 3 月、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）により包括和平合意文書が署名され、2016 年のバンサモロ自治政府設立が合意された。2015 年中にバンサモロ基本法が国会で審議され、承認される予定である。自治政府設立を見据えて、将来のバンサモロ地域の平和の定着及び復興開発を促進するために、民間企業の投資を促進し、地域経済を活性化させるための基幹インフラの改善が課題となっている。さらに、2014 年 11 月にフィリピン開発フォーラムでフィリピン政府が発表した「バンサモロ開発計画」において、EC の配電網整備能力強化が優先事業の一つとされている。

対フィリピン国別援助方針において、重点分野として「ミンダナオにおける平和と開発」が定められており、開発による和平プロセスの促進を通じた平和の確保と定着及び貧困からの脱却を実現するため、インフラ整備や産業振興などによる地域開発に対する支援を実施するとしている。治安改善の課題はあるも、基幹インフラの整備や電力供給の安定化は今後の投資環境の整備及び産業振興に不可欠であり、本プロジェクトはこれら方針に合致する。

本業務は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標：

バンサモロ地域において、EC の配電網整備用機材が更新され、配電ロスの改善や

配電網延伸を促進し、同地域の電力供給の安定化される。

(2) プロジェクトの成果：

バンサモロ地域の EC の配電網整備用機材が更新される。

(3) プロジェクト内容：

本プロジェクトは、バンサモロ地域の電力分野の支援という政策目的の下、主に配電網整備用機材の調達を実施するもの。

(4) 対象地域（サイト）：

ミンダナオ島南西部紛争影響地域（バンサモロ地域）

注）「バンサモロ地域」とは、バンサモロ基本法の国会承認後、住民投票により地域が画定する予定（2015 年末頃が想定されている）。現在包括和平合意文書にて、バンサモロ地域に入ると想定されているのは ARMM（南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州、タウィタウィ州）、コタバト市、イザベラ市、北ラナオ州の 6 つの町、及び北コタバト州の複数の村で、人口は約 370 万人。なお、バシラン州、スールー州、タウィタウィ州については、当機構職員及び本邦コンサルタントの渡航は禁止されている。

(5) 関係官庁・機関

主管官庁および実施機関：

- ・ エネルギー省 (Department of Energy)、
- ・ 国家電化庁 (National Electrification Administration)

注) 以下「5. (4)」に記載の通り、和平プロセスの進捗に応じ、バンサモロ自治政府に関連する機関とも調整する必要がある。

関係機関：

- ・ バンサモロ地域所在の 7 つの電力組合 (Electric Cooperative)
(「TAWI-TAWI」「SIASI」「SULU」「BASILAN」「CAGAYAN DE SULU」「LANAO SUR」「MAGUINDANAO」)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

本調査対象地域においては、技術協力プロジェクト「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（協力機関：2013 年 7 月～2016 年 7 月）」を通じ、地域の中長期開発計画（2016 年～2022 年を想定）策定を支援中であり、本プロジェクトは同開発計画で策定された優先事業リストに位置づけられる。

2) 他ドナー等の援助活動

世界銀行は、ミンダナオ信託基金（EU、米、豪、加等が拠出）を設立し、コミュニティ・インフラ整備を行っている。電力分野では、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）がオフグリッドへの再生可能エネルギー導入を支援したプロジェクトを 2001 年から 2013 年まで実施、世銀が全国の EC（採算性の高い都市地域の EC 中心）が商業銀行から資金調達する際の保証基金を提供している（44 百万 US ドル）が、配電網整備に関しては他の援助機関との重複はない。

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「バンサモロ地域配電網機材整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がフィリピン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時機構関係者と内容を確認・協議する。

(3) 既存資料の活用

本プロジェクトの必要性・妥当性の検証等に当たっては、機構が実施中の「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」の情報及び過去に実施した関連案件の調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

(4) 協力対象範囲の検討

本プロジェクトでは、主に高所作業車・建柱車（域内の EC に各 1-2 台程度）、配電用変圧器等を日本側が調達することを基本とし、以下の調査方針を踏まえて、各地域の電力設備の現状を確認し、機材の内容、機材数について妥当性、必要性のある協力対象範囲を検討する。

なお、本プロジェクトの対象地域は、バンサモロ自治政府の設立根拠となるバンサモロ基本法案の国会審議、及び同自治政府の管轄区域を画定する住民投票の結果（いずれも 2015 年秋以降）によって影響を受けるため、和平プロセスの進捗を注視しつつ、関係者と協議のうえ、最終的な対象地域及び実施体制を決定する必要があることに留意する。

(5) 機材計画、調達計画

バンサモロ地域における配電設備の老朽化、系統事故等による停電リスク、著しく高い配電ロス率等の問題を確認し、さらに、各地域の EC の配賦予算、人員数、技術レベル、保有機材の状態等も確認した上で、適切な機材計画を立案する。また、当該地域における今後の電力需要予測を踏まえた発電所増設計画及び送配電網計画の課題等も確認した上で適切な仕様、及び数量を検討、立案する。仕様および調達方法については、安全性と効率性の両面で慎重に検討し、全体計画の中の優先度を明らかにする。

なお、協力対象機材については、入札図書、仕様書の作成に必要な情報を十分に収集する。

(6) フィリピン側の実施体制

本プロジェクトの実施体制について、電力政策は新自治政府へ移管される予定であるが、バンサモロ地域のように採算性の低い地域においては、当面の間フィリピン政府が支援しつつ、域内の電力供給体制を維持することが見込まれており、また、配電事業を運営する EC の体制は変更ない見込み。詳細は本調査を通じてフィリピン政府の方針・体制を確認する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認

1) フィリピン政府及びミンダナオ島の電力政策の実情・将来計画等を確認する。但し、その際、「バンサモロ包括能力向上プロジェクト開発計画（インテリムレポート）」を活用し効率的な調査を実施すること。

2) バンサモロ地域における配電網の具体的な課題（配電設備の老朽化、系統事故等による停電リスク、著しく高い配電ロス等）の全容を確認する。

3) 各地域の電力組合（以下、「EC」とする）の配賦予算、人員数、技術レベル、保有機材の状態等も確認する。さらに、当該地域における今後の電力需要予測を踏まえた発電所増設計画及び送電網計画を確認する。これらの確認結果を踏まえ、本プロジェクトの必要性、妥当性及び緊急性を確認する。

4) 本プロジェクトの裨益効果の確認を行い受益者数の設定、事業効果測定に必

要な指標等の検討を行う。

(4) 他ドナーの援助動向の確認

当該分野における他ドナー等による協力状況と今後の支援方針を調査し、本プロジェクトとの関係を確認し、重複の有無を確認する。

(5) プロジェクトの実施体制の確認

- 1) 本プロジェクトを実施するうえで、主管官庁（エネルギー省）、実施機関（国家電力庁）、その他関係機関（EC ほか）における法的位置付け、各種許認可の権限を整理する。また、実施機関の実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- 2) 既存変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- 3) 上記1)、2) を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。
- 4) その他実施体制に関し、ソフトコンポーネント等技術的支援の必要性を確認する。

(6) サイト状況調査

本調査にて行う設計、調達計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す調査を実施し、機材調達計画に反映させる。但し、邦人の渡航が禁止されている地域（バシラン州、スールー州、タウィタウィ州）については、現地再委託により調査を実施し、さらに、関係者（対象 EC の職員等）をマニラまたはダバオに招集しての聞き取りも可能な範囲で実施する。

- 1) 現有機材等の活用状況、老朽度、維持管理状況および課題を確認する。
- 2) 各 EC における活動状況、人員体制、予算措置、運営維持管理体制を確認する。
- 3) 各 EC と地域住民等との関係について、機構が推薦する有識者からの聞き取りを行い確認した上で、本プロジェクトを実施することにより不安定要因（住民同士の不公平感など）を助長しないか、紛争予防配慮の観点（特に公平性の観点）から調査を行い、問題等がある場合には対応策の検討（対象スコープの削除、コンポーネントの増減等）を行う。

(7) 環境社会配慮

本プロジェクトは、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、JICA の環境社会配慮カテゴリ「C」に位置づけられている。

(8) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認をとるこ

ととする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての基本方針を整理する。

2) 基本設計（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を以下の点に留意しつつ検討する。

- ・ 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- ・ 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

3) 機材仕様書

4) 機材調達計画

- ア) 計画方針（内容、数量）
- イ) 調達、輸送
- ウ) 調達上の留意事項
- エ) 調達・据付区分（先方負担との区分）
- オ) 調達監理計画
- カ) 実施工程

(9) 調達事情調査

調達機材の仕様検討を行うとともに、現地代理店、スペアパーツの入手方法及び、アフターサービス体制を確認し、コスト、維持管理および競争性の観点から、必要に応じて現地製品や第三国品の調達について検討する。特に、島嶼部（バシラン州、スールー州、タウィタウィ州）に関しては、調達に係る輸送手段などの問題点を整理して、対応策を検討する。また、これまでの無償資金協力または他ドナー等による同種機材の調達事例も参考とする。さらに、効率性の観点から、既存機材との整合、性能確保について仕様、調達方法を検証する。

(10) 相手国側負担事項の調査

相手国側負担事項（便宜供与、免税手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請する。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(11) プロジェクトの維持管理計画

フィリピン側が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(12) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」及び「同マニュアル（機材編）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、設計（機材の仕様の選定）及び積算の精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

(13) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(14) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスク（政治情勢（2016年5月に大統領選挙の予定）、入札不調、免税措置の不履行等）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①対象地域の電化率、②配電網の延伸、③配電ロス率等を想定している。

(16) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(17) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をフィリピン政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(18) 準備調査報告書等の作成

フィリピン政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。なお、準備調査報告書は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（最新版を JICA ホームページで確認のこと。）に従った内容とする。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (9) を成果品とする。

- (1) 業務計画書 : 和文 4 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 10 部、英文 30 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 10 部
- (4) 準備調査報告書（案） : 和文 10 部、英文 30 部
（機材仕様書（案）を含む）
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部
（※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。）
- (6) 概要資料 : 和文 1 部、CD-R 1 枚
- (7) 準備調査報告書 : 和文（製本版）10 部及び CD-R 1 枚
: 英文（製本版）16 部及び CD-R 3 枚
: 和文（簡易製本版）3 部及び CD-R 1 枚
- (8) 機材仕様書 : 和文 4 部、英文 3 部
- (9) デジタル画像集 : CD-R 1 枚（デジタル画像 40 枚程度）
- (10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 : 英文 3 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010 年 6 月）」を参照することとする。

- 注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注6) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2015年10月上旬より国内事前準備を開始し、2015年10月下旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2015年12月中旬までに概略事業費積算を行い、2016年3月上旬には準備調査概要説明、2016年3月下旬までに準備調査概要資料、2016年4月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

| 項目 | 2015 | | | | 2016 | | | |
|-----------------|------|-----|-----|-----|------|----|----|----|
| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
| (概略設計調査) | | | | | | | | |
| 事前準備 | | ■ | | | | | | |
| 現地調査(OD) | | ■ | ■ | | | | | |
| 国内解析 | | | | ■ | ■ | | | |
| 概略設計ドラフト説明(DOD) | | | | | | | ■ | |
| 国内整理 | | | | | | | | ■ |
| 概略設計概要資料提出 | | | | | | | | △ |
| 最終報告書提出 | | | | | | | | ▲ |

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：10.50M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 分野構成：(a) 総括/電力政策/運営計画（2号）
 (b) 機材計画/調達計画1/積算1（3号）
 (c) 紛争予防配慮
 (d) 調達計画2/積算2
- 2) 現地調査：(a) (b) (c)
- 3) 準備調査報告書概要説明：(a) (b) (c)

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(2) 当機構からの団員派遣時における総括団員の同行

現地調査に関し、当機構からの団員派遣時においては、総括団員は原則として、当機構派遣団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 関係者への連絡・報告について

先方関係機関、JICA 事務所及び JICA 本部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。

(4) 安全への配慮

1) 安全管理体制の構築

フィリピン国政府と MILF の和平交渉の状況及び国内の政治情勢を踏まえ、在「フィ」国日本大使館、当機構フィリピン事務所、IMT（国際停戦監視団）、GPH/MILF-CCCH（停戦調整委員会）、AFP（フィリピン国軍）、PNP（国家警察）等から適宜治安情報を収集・分析し、必要な安全管理体制を構築する。なお、調査団の安全管理については、現地調査、行動規則、緊急対応等を含めた安全管理マニュアルを策定する。なお、マニュアル策定に当たっては、当機構が定める安全対策措置を参照すること（以下抜粋）

- ① 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
- ② 車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。
- ③ 車両での移動では最高速度は 80km 程度とする。
- ④ 各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
- ⑤ 各都市での滞在に際しては、原則 22 時から 6 時までの外出を禁止とする。
- ⑥ 各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安とする。
- ⑦ 渡航者は携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時に連絡が取れるようにする。
- ⑧ 指定された都市及びホテルのみ宿泊可能とする。
- ⑨ オフィスを設置する場合には、セキュリティ・コンサルタント（当機構フィリピン事務所契約）によるアセスメントを実施し、必要な安全対策を取る。

2) 安全対策経費

① 航空賃

マニラーミンダナオ島間については、路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

② 警護及び警備員備上

治安情勢に応じて警護の帯同が義務付けられることから、警護の備上、通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）、及び各種保険契約（現金輸送、現地傭人用の各種保険）に係る経費を計上することができるものとする。

(5) 一般管理費上限の増額

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費率に10%を上限として加算し計上することができるものとする。

(6) 現地再委託に係る別見積について

「第2.6.(6) サイト状況調査」については、現時点での業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。なお、算出根拠についても、概算で構わない。

(7) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

